

第180回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成29年10月13日（金曜日） 午後2時30分から午後3時45分まで

2 会場

武蔵野市役所 413会議室

3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課主査、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第5号 法第43条第1項ただし書許可同意
（無接道建築物）
- (2) 同意議案 議案第6号 法第43条第1項ただし書許可同意
（無接道建築物）
- (3) 29建審請第2号審査請求事件に係る審議について

6 議事

【議案第5号について】

（委員） 協定書に対して2件の不同意があるとの説明があった。本件を審議するうえで重要な情報であるため、「調査意見」に記載すべきである。また、そのうち1件は権利者の準備が整えば同意が得られる見込みであるとの説明だったが、その後の状況を伺いたい。

（特定行政庁） 2件の不同意については本日までに状況が変わる可能性があったため、「調査意見」には記載していなかった。今のところ、同意が得られる見込みの権利者から同意が得られたとの連絡は受けていない。不同意がある旨を追記し、差し替えを行う。

（委員） 隅切りについて、公図と現地が一致しているかどうか確認しているか。

- (特定行政庁) 境界がはっきりしていないため、未確認である。
- (委員) 道路が幅員4mとなることへの同意状況を伺いたい。
- (特定行政庁) 万年堀をセットバックさせる必要のある宅地が1件あるが、口頭にて同意の意思を確認している。
- (委員) 道路部分における地目の変更状況を伺いたい。
- (特定行政庁) 分筆済みであるが、地目変更は未完了である。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【議案第6号について】

- (委員) 「調査意見」の4及び5行目がわかりづらい。
- (特定行政庁) 計画地南側で建替えを進めるために、所有者が道に関する協定を改めて結ぼうとしたところ、他の権利者からの同意が得られなかった。そこで権利者の一人として所有者自身だけが同意した協定書を作成し、それを根拠に許可した経緯があるということである。
- (委員) 市が道路の表面管理を行っているとのことだが、将来的に道路形態は変わりにくいと考えるとよいか。
- (特定行政庁) そのように考えてよい。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【29建審請第2号審査請求事件に係る審議について】

事務局から、審査請求人が特定できたため補正命令書を送付し、補正書が提出されたこと、及び補正書による補正内容について、説明を行った。

協議の結果、審査を開始することを確認し、本件審査請求書等を処分庁に送り、弁明書を提出させることとなった。

7 事務局からの報告事項

事務局より、1号事件参加人からの意見書の受理について、1号事件申請者からの反論書の受理について、及び平成28年度版建築指導課の事業概要の配布について報告があった。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 西山 徹